

主張 新聞全教 解説

中央教育審議会は2月25日、教職員給与のあり方を検討していたワーキンググループ(WG)がまとめた「答申案」を大筋で了承しました。  
マスコミは「焦点となっていた残業手当の導入については結論を出さず、文部科学省内での検討にゆだね

# 学校現場にふさわしい 時間外手当制度を設けよ

る。文科省は今夏の概算要求までに詳細を詰める方針(「朝日新聞」2月26日付)と報じています。残業手当の扱いについては、「教員間の勤務時間の差が著しく大きく」「教員

給」などの意見を並列で紹介し、「今後の検討に際しては、教員の職務と勤務態様の特殊性も踏まえつつ、教育現場及び時間外勤務の実態に即した制度となるように留意することが重要」

算定基礎から外す、第2段階は、4%一律支給を見直し、メリハリを付けて支給を行う、となっています。例えば、教職特別手当(仮称)を新設し、各教員の職務負担を管理職が評価し

い(0%)、などの差別支給を目指しています。しかし、勤務で差をつけるなら、労基法37条の時間外手当を支給すべきです。そこで全教は、文部科学大臣に対し、次の要求で要請にとりこんでいます。

1. 文科省が実施した教員勤務実態調査に見合う定数増と賃金水準を確保し、慢性的な超過勤務を解消するため、実効ある措置を講じること。

に一律支給されている教職調整額の在り方について見直しを行う必要がある」と判断しています。そして、「職務負荷で支給率にメリハリを付けて支給」「時間外勤務手当を支

と述べています。しかし、大勢は、職務負荷による格差支給と言われています。教職調整額の見直しは2段階からなっており、第1段階は、教職調整額を期末・勤勉手当や退職手当等の

て、標準者は4%支給、負荷が重い(時間外労働が多い)者は6%支給、負荷が軽い(時間外労働が少ない)者は2%支給、「指導力不足」教員の研修受講中の者や休職中の者には支給しな

2. 水準を切り下げ、格差を導入する教職調整額制度の改悪反対、必要な予算を確保し、学校現場にふさわしい時間外勤務手当制度を設けること。(全教生権局長 新堰義昭)